

令和7年7月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年7月9日（水）午後2時30分～午後3時20分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	8	徳留 佳代	14	芝 順子
3	山本 美加	9	坂本 一	15	伊勢脇 精藏
4	桑原 宏文	10	谷崎 容子	16	土居 忠栄
5	井上 靖好	11	遠地 美千代	17	清水 優志
6	加用 雅啓	12	山本 官	18	岡崎 誠
7	安藤 久徳	13	池田 三郎		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	7	宮地 浩
2	武井 健治	6	室津 平	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	19	植 俊彦

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	5	宮地 秀之

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	田中 雄一
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	山岡 早輝
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	正岡 研二	会計年度任用職員	岡崎 武

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（1件）
 第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請による承認申請進達について（1件）
 第4号議案 非農地証明書の交付について（3件）
 第5号議案 農用地利用集積等促進計画案について（12件）
 報告事項
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和7年7月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号19番 植 俊彦 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、宮地 秀之 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号18番 岡崎 誠 委員、議席番号2番 山崎 秀和 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。なお、5番については竹村推進委員に係る案件ですので、先に1番から4番の審議、採決を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、田野川字寺ヤシキ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の71歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。農機具は、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅の隣地となっております。 現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人とその家族が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、伊才原字谷田口 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴52年の70歳の方で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の夫の2人とな

	っております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、コンバイン、田植機、乾燥機を所有しているとのことです。申請地は自宅から 100 メートル圏内の距離となっております。 現在、申請地は季節野菜（かぼちゃ）が栽培されており、取得後は譲受人とその家族が季節野菜（かぼちゃ）を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして議案書は 3 ページになります。 番号 3。土地の表示は、伊才原字舞ノ川口 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 20 年の 56 歳の方で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の父の 2 人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、コンバイン、田植機、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 4 キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人とその家族が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号 4。土地の表示は、双海字道沖平ノ山 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。申請地は赤線ですが、現況は農地であり、令和 7 年 3 月に 3 条許可を受けて隣接農地を取得した譲受人が一体的に耕作するために払い下げを受けるものです。譲受人は 57 歳の方で、農作業歴はありませんが、農作業への従事日数は年間 150 日の予定となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、所有しておらず、クワを使って農作業をする予定です。申請地は自宅から約 12 キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は何も作付けされておりませんが、取得後は譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本官委員」1 番についてお願いします。
●12 番 山本官委員 （後川地区担当）	6 月 29 日午後 1 時頃、推進委員の武井さんと 2 人で譲受人と現地で会い、聞き取り調査及び現地確認をいたしま

	した。申請地は、譲受人の自宅のすぐ隣にありまして、現況は畑で柿やみかんが数本植わっていましたが、耕作はされておりませんでした。申請人が草刈りなどをしてきれいに状況は保っておりました。申請人は農事組合法人の代表も務めておりまして、購入後は夫婦で季節野菜を栽培して綺麗に管理するということなので、許可に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	今山本委員から発表がありましたとおりでございます。今後譲受人は、農場をやや広げてより利便性の高い畑にしたいということで、季節野菜を植え付けるという説明でございました。周辺の農地の影響を及ぼすことはないと考えております。また第3条に基づく許可申請は妥当なことではないかというふうに思いました。以上でございます。
議長（清水会長）	続きまして、「池田委員」2番と3番についてお願いします。
●13番 池田委員 （蕨岡・富山地区担当）	2番について、6月28日私と推進員の東さんと譲受人と現地で聞き取りを行いました。畑の方は綺麗に管理されてまして、現在はカボチャを栽培しています。この畑は以前から何年も前から借地として譲受人が借りていて、譲受人と譲渡人の関係は親戚関係でいずれ譲渡人から他の畑なんかも贈与があると思われます。譲受人は区長や民生委員などを積極的にやっています。3条の許可申請は妥当だと思います。 続いて3番についてですが、私と東さんと譲受人のお父さんと現地で聞き取りを行いました。以前は田んぼをしていましたが、最近は畑として利用しており、今後も草刈りをして管理していくそうです。これも3条の許可申請は問題ないと思います。
議長（清水会長）	東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員 （富山・蕨岡地区担当）	今池田委員が言われたとおり28日の日に池田委員と現地で話しを聞きました。譲渡人は体調のほうも悪くて、今までもこの譲受人の方が草を刈ったり管理していたようです。これからも引き続き管理していくということで、3条の許可申請は適当と思います。 3番ですけど、これもそのあと池田委員と現地を譲渡人のお父さん立会いのもとに見せてもらいましたが、今後も引き続き管理をしていくということで、これも3条許可申請については適当と思います。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」4番についてお願いします。

● 5 番 井上委員 (下田地区担当)	6月27日11時40分から代理人に電話をしまして、今回の3条許可申請の内容について聞き取りを行いました。先ほど事務局の方からも説明がありましたけれども、以前に許可が下りており、今、保養施設の大きな建物が建設中の所です。土地の中に赤線がある、畦の部分ですね、そのことが分かり、今回、市に払い下げの申請をしたものです。電話で聞き取り、現地に確認に行ってきた。赤線といっても実際、地図を見ながらそこを除いた部分以降に大きな保養施設が建設中でした。今現在は、周辺は野菜とかやっていますが、建物が建って落ち着いた頃に、その時々合った季節野菜を栽培していくと、いうことを伺っております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番から4番について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請の1番から4番につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、5番について審議、採決いたします。 なお、関係者ですので、竹村推進委員は退室をお願いいたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	続きまして番号5。土地の表示は、西土佐長生字城宮以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の57歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の母の2人となっております。農機具は、トラクター、管理機、軽トラック、散粉機、草刈り機を所有しているとのこと。申請地までは、500mほどの距離となっております。

	現在、申請地は休耕地となっており、取得後は譲受人およびその母が季節野菜（大根、じゃがいも）を耕作していくことで、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「芝委員」5番についてお願いします。
●14番 芝委員 （西土佐長生地区ほか担当）	6月28日午後2時ごろ現地確認に行きました。申請地状況について、耕作はしておりませんでした。草が生えている程度で耕作は出来る状態でした。耕作放棄地無断転用になっていません。譲受人に電話で聞き取りをしましたが、現在保有している農地について、効率的に耕作しているそうです。今回取得しようとしている農地についても季節野菜などの耕作を行うそうです。農作業は譲受人本人と母親で行うそうです。周辺の地域の農地に与える影響はないと思われます。以上のことから、農地法3条の許可申請については問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	この案件については竹村推進委員に係るものであり、推進委員の意見は省略します。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の5番について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請の5番につきまして、原案のとおり許可することといたします。 竹村推進委員は入室してください。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達についてと、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請による承認申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達および許可後の事業計画変更承認申請による承

	認申請進達について説明いたします。議案書は4、5ページになります。 第2号議案と第3号議案については関連があるため、まとめて説明いたします。 番号1。土地の表示は、ともに具同字東ノ丁 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月27日、地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この案件は、令和7年3月総会で審議したもので、令和7年3月27日付けで許可済みです。許可後に北側の335番1の土地を取得できるようになったため、宅地区画増加の事業計画変更をするものです。転用許可後は宅地造成し戸建て住宅を建築するものです。場所については、具同駅より東約1.2キロメートルに位置する農地で、西側は市道、南側、北側及び東側は宅地となっております。排水計画について、雨水は西側市道側溝へ排水します。生活排水については合併浄化槽にて処理後、西側市道側溝へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている準工業地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	2号議案の方から先にいきます。1番についてですが、先ほど事務局も詳しく説明してくれましたけれども、土地の北側、東側は宅地となっております。南側も3月の総会の時に同じ譲渡人で5条申請を承認した形となっております。西側は道路を挟んで田んぼとなっております。周辺の農地への日照の影響も無く、営農への支障もないと思われます。以上のことから、転用については適当であると考えます。続きまして、3号議案の分ですけれども、番号1については宅地区画を造成するための変更申請です。3月の総会の時に5条の申請を許可した土地となります。北側の土地は先ほど承認した2号議案の土地となります。認定者が2つの土地を活用し新しく事業計画の変更を行うものです。変更前は南側進入路確保のための公道拡張工事が必要でしたけれども、今回の変更により不要となります。入居予定者や周辺住民の安全性も高まると考えられます。以上

	のことから、事業計画の変更申請は適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員で意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達についてと、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請による承認申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達と、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請による承認申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6ページになります。 番号1。土地の表示は下田字三六井戸、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月27日、地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野のような状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号2。土地の表示は西土佐江川崎字上平迫、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月20日に

	会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の桑原委員および竹村推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号 3。土地の表示は津蔵渕字ヘイクチ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6 月 27 日、地区担当の加用委員、宮崎推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地の敷地内となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」1 番についてお願いします。
● 5 番 井上委員 （下田地区担当）	スクリーンを見ていただいたら良くわかりますが、非常に狭い中で非常に急傾が厳しくて農地として使用するには非常に困難であろうかということが推測されると思います。以上のことから、非農地として適当であると考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「桑原委員」2 番についてお願いします。
● 4 番 桑原委員 （西土佐方の川地区ほか担当）	見てのとおり、どこが畑かというところがなかなか区別がつかない様な状態でございます、これはもう原状には復帰できないような状態でございます。この状況につきましても、事務局それから遠地委員それから竹村推進委員とも協議をさせていただいた結果、非農地証明は妥当だと考えられます。以上です。
議長（清水会長）	竹村推進委員から、意見などはございませんか？

◇竹村委員 (西土佐方の川地区ほか担当)	同日、自分も現地のほう確認させていただきました。写真等で見ても分かるとおり、見事な原野でして刈ったり畑であろう石垣みたいな確認は取れましたが、原状復帰は困難だと思い適当だと思います。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「加用委員」3番についてお願いします。
●6番 加用委員 (八束地区担当)	6月27日に事務局、宮崎推進委員と現地調査に行ってきた。事務局の詳しい説明どおり、非農地証明の交付については問題ないと思われます。よろしくお願いします。以上です。
議長(清水会長)	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積等促進計画書(案)は8ページになります。説明いたします。 番号1。借受人は認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。貸借期間は、令和7年9月1日から令和22年8月31日までの15年間となっています。 つづきまして、番号2、3です。借受人は具同地区で水稻の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請で

	す。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、公示日より5年間となっています。 つづきまして、番号4から12番です。借受人は果樹や野菜を栽培している農業関連法人です。今回の申請は、継続の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、公示日より5年間となっています。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「谷崎委員」1番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 （蕨岡甲・東山地区担当）	6月26日午後12時半ごろ借受人の聞き取り、また、27日に現地確認を行いました。申請地の状況は、早稲の稲が植わっておりました。借受人は24歳とまだ若く、農業大学校を卒業して農業法人で働いた経験があり、現在は兄のハウスで手伝っているとのこと。今回、借受けしてハウスを建てる予定の隣のハウスが兄のハウスということです。秋田のハウス団地は若い人の就農者が多く環境はともいいと思いました。以上のことから農用地利用集積計画案については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「徳留委員」2番と3番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	6月28日まず申請地の状況確認を行いました。申請地には既に水稻が植えられておりました。そのあと借受人へ電話での聞き取り調査を行いました。借受人は2月、3月の総会でも集積等促進計画の承認を得て土地を借りている方です。主に水稻を耕作しており、今回の農地についても全て水稻を耕作するとのこと。周辺の農地もほぼ水稻が植えられており影響はありません。また、下流近隣は耕作の事業に供する農用地の全てを効率的に利用して耕作すると認められ耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められます。以上のことから、農用地利用集積等促進計画案については適当であると考えられます。以上です。

議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、4番から12番について、植議員は本日欠席ですが、別紙の連絡を頂いております。読み上げます。 「7月1日午後1時より現地にて、株式会社しまんと流域野菜古谷さん、私、武井さんで現地確認をいたしました。農地は栗を植えてあり、きれいに利用されておりました。県の農地中間管理機構から利用権の設定をうけ、株式会社しまんと流域野菜さんが栽培管理をされており借受者の適格は適当であると認めます。」以上です。 武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	会長から植さんのメッセージを代読して頂きましたとおりでございます。現地には栗畑が非常に成長しております。そしてまた、雑草の管理が十分な状況でございます。同法人の代表者に聞きましたところ、飛地となっている所を更に将来は借り受けて耕作作業の効率化を考えているといった説明をお聞きしました。そういった現管理状況、あるいは将来展望について、はっきりとした説明が出来たということにおいて、妥当だと認めておりました。以上でございます。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 農用地利用集積等促進計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届出書の提出が2件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更届出について」をご覧ください。形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があ

った場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。

番号1。土地の表示は上ノ土居字ハイノ谷、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。6月27日に地区担当の山本美加委員と徳留委員で現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。変更を行う理由としましては、15年以上前から稲作が出来ず草が生い茂っている土地に、土を入れ果樹を植えるためです。形状変更後はブシュカンを栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。

以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和7年6月30日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。

なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。

続きまして番号2。土地の表示は佐岡字イイナデン、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。6月27日に地区担当の谷崎委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。変更を行う理由としましては、柑橘類の耕作のため、土地の埋め立てを行うものです。形状変更後は柚、ブシュカンを栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。

以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和7年7月3日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。

なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。

農地形状変更の計画変更届出書の提出が3件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更の計画変更について」をご覧ください。計画変更につきましては、届出書の提出があった場合、本市の農地形状変更指導要領第9条第2項により届出者に結果を通知し、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。

	番号1から3は関連がありますので、まとめて説明いたします。土地の表示は西土佐下家地字アカバイ、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。6月17日に会長職務代理と現地へ向かい、地区担当の桑原委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この案件は、令和6年10月総会および11月総会で報告していました。当初の形状変更では計画どおり達成可能であったが、盛土用の土砂が予定より少なくて搬入が足らず、計画高に達しないため変更したものです。今後の変更では、受け入れ先の土砂の搬入を整えて、期間内に計画高に達するよう実施する。計画変更完了後は、畑として耕作の用に供することを再度確認しております。 以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和7年6月20日付で計画変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。 なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。 ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年7月9日

議長 清水優志

署名委員 岡崎 誠

署名委員 山崎 秀和